
令和4年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和4年6月17日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和4年6月17日 午後2時00分開議

- 日程第1 議案第26号 高千穂町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
日程第2 議案第27号 高千穂町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
日程第3 議案第28号 公の施設に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第35号 高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第5 議案第37号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第38号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
日程第7 発委第4号 高千穂町議会基本条例の一部改正について
日程第8 閉会中の継続調査の申し出について
日程第9 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第26号 高千穂町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
日程第2 議案第27号 高千穂町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
日程第3 議案第28号 公の施設に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第35号 高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第5 議案第37号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第38号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
日程第7 発委第4号 高千穂町議会基本条例の一部改正について
日程第8 閉会中の継続調査の申し出について
日程第9 議員派遣について
-

出席議員(13名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 藤田 利廣議員 | 2 番 田中 義了議員 |
| 3 番 佐藤さつき議員 | 5 番 板倉 哲男議員 |
| 6 番 磯貝 助夫議員 | 7 番 本願 和茂議員 |
| 8 番 中島 早苗議員 | 9 番 馬原 英治議員 |

10番 坂本 弘明議員

11番 工藤 博志議員

12番 富高健一郎議員

13番 富高 友子議員

14番 佐藤 定信議員

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文

書記 南條 良夫

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	有藤 寿満
財政課長	興梠 貴俊	総合政策課長	戸高 雄司
税務課長	林 謙一	町民生活課長	甲斐 利一
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	甲斐 徹
会計管理者	飯干 美恵	病院事務長	綾 浩樹
保健福祉総合センター所長			興梠 晶彦
上下水道課長	湯川 哲		
教育委員会次長兼教育総務課長			山下 正弘
監査委員	中尾 清美		

午後2時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、こんにちは。

御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 2 6 号

日程第 2. 議案第 2 7 号

日程第 3. 議案第 2 8 号

日程第 4. 議案第 3 5 号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第 1、議案第 2 6 号から日程第 4、議案第 3 5 号の議案 4 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲男議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 令和 4 年第 2 回高千穂町議会定例会、本会議 2 日目に総務産業常任委員会へ付託されました議案 4 件について審査を終了しましたので、高千穂町会議規則第 4 1 条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査は、6 月 1 0 日に主管課長及び担当職員出席の下、行いましたが、一部の議案については継続審査とし、6 月 1 4 日に再度審査を行いました。

初めに、議案第 2 6 号高千穂町行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和 3 年度までの 5 年間、第 7 次行政改革大綱に基づいた行政運営が行われていましたが、自主財源の先細りが懸念される中、必要な行政サービスの継続と多様化するニーズに応えながら新たな施策にも取り組むためには、行政改革と財政改革を一体的に推進することが不可欠であることから、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間について、第 8 次行財政改革大綱を定め、取り組むことになったため、条例名及び条文中の「行政改革」を「行財政改革」に改めるものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、行政改革推進委員会はどの程度開催しているのか。答弁、課ごとのヒアリングは毎年していますが、委員を集めての開催はあまりしておりません。

質疑、令和 4 年 3 月 2 8 日に委員会が開催され、今回の 6 月議会で上程しているが、本来なら余裕を持って委員会を開催し、年度替わりに合わせて施行するべきものでは。答弁、御指摘のとおりだと思います。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、行財政改革大綱は、行財政基盤の確立を目指した 5 年間の重要な基本方針であり、その策定にはじっくりと時間をかけた掘り下げた議論が求められるため、計画的に委員会を開催することを要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 7 号高千穂町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてです。

企業版ふるさと納税は、基本的には単年度で使い切る必要がありますが、令和 2 年度の税制改正で、税額控除の特別措置を 5 年間、令和 6 年度まで延長されたことにより、複数年での事業実

施による予算執行の場合は、基金を造成し、厳格に管理する必要があります。

今回、増額補正した企業版ふるさと納税の寄附金は、複数年で執行する予定であることから、基金を造成するための条例を制定するものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、基金のお金には使える期限があるということか。答弁、令和6年度までが期限となっています。

質疑、来年度に寄附をもらったとしても、期限は令和6年度ということか。答弁、税制が変わり延長されない限り、期限は令和6年度です。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、本町の地方創生を推進するためにも、積極的に企業版ふるさと納税の獲得に取り組むことを要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号公の施設に関する条例の一部改正についてです。

県営中山間地域総合整備事業、上野地区の中で、農業者等の福祉の向上を目的として、地域住民が定住し得る基礎的生活環境条件を確保するため、生活環境基盤である営農飲雑用水施設の整備を目的に、平成30年度から令和3年度にかけて、鬼切畑地区営農飲雑用水施設を整備し、今回、完成の運びとなったものです。

この施設は県営で施工され、宮崎県から高千穂町に令和4年3月に財産譲与され、高千穂町へ土地の所有権移転登記が完了しています。

今回の改正は、完成した施設を新たに公の施設として、本条例の別表第1に追加するものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、配水施設が満タンの状態で、何日分くらいもつのか。答弁、月々の使用量から考えると、四、五日ほどです。

質疑、この地区には多頭飼育の畜産農家もいるのか。答弁、牛が増えている農家もあり、競り市の前は水の使用量が多くなり、なかなかタンクに水がたまらないこともあります。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

この議案は、道の駅高千穂と、高千穂がまだせ市場直売所鬼八の蔵の両施設の指定管理者に、株式会社高千穂まちづくり公社を指定させるために、議会の議決を求めるものです。

両施設は、町の公の施設として管理運営しているものですが、公の施設の設置目的を効果的に達成し、民間活力を生かした公共施設の管理運営により、多様化する住民サービスの質の向上と、

持続的な提供に向けて取り組んでいくために、高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条に基づき、公募によらず、株式会社高千穂まちづくり公社を両施設の指定管理者に指定しています。

指定管理に当たり、指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び基準を示した管理運営業務仕様書を作成しています。この管理業務仕様書を基に、指定期間全体の業務内容に関する細目的事項と、管理の基準に関する細目的事項を定める基本協定書、及び事業年度ごとの委託料などを定める年度協定書を締結することになります。

管理運営業務仕様書の内容は大きく5項目あり、第1に施設の概要、第2に利用時間及び休館日、第3に管理運営体制、第4に指定管理者が行う業務の範囲等、第5に指定管理者が行う業務の基準となっています。

第5の指定管理者が行う業務の基準の中では、例えば、利用料金の設定・徴収に関することや、物品販売に関するることなどについての取決めがあり、物品販売に関することについては、地元産の農林水産物及び特産品を優先して取り扱うことなどの基準が示されています。

また、一般管理業務（事務関係）における基準として、総合政策課をはじめ、農林振興課、企画観光課等関係部署と定期的に情報交換・意見交換を行わなければならないという基準もあります。

さらに、毎年度の10月末までに翌年度の事業計画書を町へ提出することや、毎月の業務報告書を町に提出すること、年度終了後60日以内に事業報告書を町に提出することなども定めています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、販売手数料が25%に上がると聞いたが、なぜ上がるのか。答弁、現在、道の駅、鬼八の蔵共に赤字のため、手数料の見直しが必要なためです。ちなみに、手数料は上がりますが、これまで頂いていた入会金や年会費はなくなります。

販売手数料が上がったとき、販売価格が上がるのか、出荷者の手取りが少なくなるのか、どのようになるのか。答弁、公社の考えとしては、物価の高騰といったこともあるため、販売価格を上げて、手取りは変わらないようにする考えです。

質疑、移動販売車などの利用料について、コロナが完全に収束していない現状で、条例どおりの利用料を徴収するのが適正かどうか検討するべきでは。答弁、出店者と協議したいと思います。

質疑、まちづくり公社の事務所が、観光協会の旧まちなか案内所に入ると聞いたが、鬼八の蔵にも、道の駅にも事務所がある。なぜ別の場所に新たな事務所が必要なのか。答弁、公社の使命として、中心市街地のにぎわいづくりもあると考えているため、その場所に決めました。

質疑、地元産を優先するとあるが、地元産でないものも取り扱うということか。答弁、地元

あれば地元のものを優先して取り扱いますが、客のニーズがあり、かつ町内にないものについては、町外のものを取り扱うことになります。

質疑、今回の補正で、それぞれ900万円ほどの指定管理委託料となっているが、9か月分の委託料ということか。答弁、そのとおりです。1年間だと、1,250万円ほどになると思います。

質疑、公社が運営することで、道の駅、鬼八の蔵が黒字となれば、指定管理委託料はゼロとなるのか。答弁、施設はあくまで町のもので、運営経費の中には、町が負担すべきものもあるため、経営状況が改善しても、指定管理委託料がゼロになることはありません。

質疑、以前は生産者向けに、栽培に関する専門的な研修なども実施していたが、公社になっても、そうした取組はするのか。答弁、年に2回、生産者の集いを実施し、生産者の意見を聞いたり、そのような研修も実施したいと考えています。

質疑、観光客だけでなく、地元の人にも利用してもらう取組も必要では。答弁、道の駅は観光客向け、鬼八の蔵は地元向けと、機能は分けるつもりです。鬼八の蔵では、買物弱者対策なども考えています。

質疑、まちづくり公社に職員1名を派遣すると聞いているが、いつまで派遣するのか。答弁、公社の経営が軌道に乗るまで、二、三年は派遣が必要かと考えていますが、軌道に乗れば、職員の派遣は終了したいと考えています。

質疑、現在の公社の立ち上げ支援をしてくれているコンサルは、いつまでの契約か。答弁、地方創生推進交付金を活用しており、活用できるのが令和5年度までのため、それまではお願いしたいと思っています。

委員から、より詳細な調査をする期間が必要であると申出があり、ほかの委員もそれに同意したため、3日間の調査期間を設けた後、再度審査をしました。

その際、株式会社高千穂まちづくり公社の組織図について、及び採用が決まった最高経営責任者1名と、ふるさと納税事業部の社員1名、経理担当1名、合計3名について、職務経歴などの説明がありました。最高経営責任者の方の経歴として、大手ファストフード店での勤務、総菜製造販売店での店長経験、経営コンサルタントとしての経歴、新潟県からの委託事業や十日町市からの委託事業で中心市街地活性化などに携わられた経歴などがあります。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、取締役、農協組合長、観光協会長、商工会長が就任するとのことだが、それぞれの組織における理事会や役員会などで、取締役就任について承認は得られているのか。答弁、登記に必要なため、皆様の印鑑をもらっています。

質疑、公社は町が100%出資しており、町が出資するには議会の議決が必要になる。そのた

め、取締役が議長など議会代表者を入れてもよいのでは。答弁、検討の余地はあると思います。

質疑、新たに来られる最高経営責任者の方は、どこまでの権限を持つのか。答弁、どこまでの権限で、どこまでの業務をしてもらうかについての仕様書は、現在作成中です。

質疑、公社へ委託する業務として、ふるさと納税事業と情報発信事業がある。これら委託業務の契約書はあるのか。答弁、現在作成しているところです。

質疑、手数料は一律25%ではなく、個別の協議により決まると聞いた。また、町長が本会議の中で、手数料については検討の余地があると答弁した。一方で、既に出荷者に説明会もしている。手数料について、どのように説明をしたのか。答弁、出荷者への説明会において、町内産は25%、町外産は30%、冷蔵・冷凍はそれぞれプラス3%と説明しました。

質疑、7月から来年の3月までの9か月間における、公社としての予算案はあるのか。答弁、現在作成中です。

質疑、道の駅のレストランはどうなるのか。答弁、レストランも公社が運営することになりますが、公社が直営であるのか、再委託するのかは、公社の判断となります。現在、レストラン運営者と協議中とのこと。

以上で質疑を終了し、討論に移りました。

討論では、反対の立場で次のような意見がありました。

「鬼八の蔵の利用者組合については、まだ清算が済んでいない。公社による運営は、清算がきちんと終わってからすべきである」「手数料の件について、出荷者との協議及び出荷者への説明が十分ではないと感じる」「店舗改修の件など、現在のスタッフとの協議が十分ではないと感じる」「公社は町単独の出資であり、民間活力を生かせるとは思えない」「取締役に就任する3名のうち2名に確認したところ、理事会や役員会には諮っていないとの回答だった」「公社として、ふるさと納税の寄附額を伸ばすという目標もあるとのことだが、公社の社長は町長であり、これまでの体制と大きく変わらないのではないか」「公社を6月に設立し、7月に指定管理者とすることは、あまりに拙速であると感じる。全ての準備が整ってからの指定管理でよいのではないか」「県内に首長が社長をしている第三セクターは数多くあるが、その多くは赤字である」「書類などの不備が多い状態で、議案を認めてほしいと議会に諮るのは、議会軽視である」

また、賛成の立場で、次のような意見がありました。

「鬼八の蔵については以前から赤字であり、赤字解消のためには道の駅と統合してはどうか、経営のプロが必要ではないか、という提言は議会がずっとしてきた。それがようやく実現した」

「最高経営責任者の方の経歴を見ると、期待が持てる。まずは、その手腕を見てみたい」「今のままの体制では、今以上の発展を期待できない。新しい体制となる道の駅鬼八の蔵を見守っていききたい」

以上で討論を終え、採決に移りました。採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

委員会の意見として、まちづくり公社は町長の目玉となる選挙公約の一つであり、進退をかける心意気で事業に取り組むべきである。

そのためにも、出品者、出店者、物産館スタッフなど、様々な関係者との協議を深め、また委員会で指摘があった書類の不備について解消した上で、まちづくり公社を指定管理者に指定すべきと考えます。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案４件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから、議案第２６号高千穂町行政改革推進委員会設置条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２６号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第２６号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。

したがって、議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号高千穂町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２７号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第２７号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号公の施設に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第28号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第28号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、委員長報告は否決の報告でありましたので、原案に対する賛成者の発言を許します。討論はありませんか。馬原英治議員の登壇を許します。

○議員（9番 馬原 英治議員） 議案第35号高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定についての委員会付託につきまして、先ほど委員長が報告をいたしました。私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

多くは述べませんが、委員会での意見、質疑されましたけれども、手数料の取扱いについて、両施設の生産者や関係者に対し説明と意見集約がなされたかと、その点について注目しておりましたが、会員への文書発送や説明会がなされ、昨日現在で約60%の方々が高千穂まちづくり公社への期待とともに、精いっぱい頑張ろうという姿を見せられたと報告がありました。生産者と関係者、施設職員の今後への意気込みを感じ取ることができる内容の説明でした。

次に、ふるさと納税基金にもここ数年金額の減少傾向にあり、令和3年度決算に対しても1億2,700万円ほどが予測されており、議会としても頭が痛い問題点でありました。

また、近い時期に道の駅やがまだせ市場の経営は、運営費の増加や売上金額の頭打ちで経営維持は非常に難しい状況を、昨年度の決算書で示されております。

また、ふるさと納税寄附金の増額などを今後考えますに、高千穂まちづくり公社への指定管理を行い、議会として推移を見守る必要性を感じております。

コロナ禍により多くの商品の値上げが行われているのが現状でございます。町民へのサービス向上を考えるに、外部からの知識やそして方向性を得る必要な時期でありますし、また、やらなければいけない時期に差しかかっております。道の駅とがまだせ市場は町民の憩いの場所であり、町民の財産でもあります。そこで働く人たちや関係者の一生懸命に生きる会社となるべきではないでしょうか。

未来の高千穂町の子供たちにこの施設を守り育てる義務は町のほうにもあるし、私たち議員の

ほうにもあります。

また、ふるさと納税も、都会に生活する人たちがふるさと高千穂町を思い、頑張れ高千穂と心から応援していただく寄附金が多くあります。今後は情報発信や返礼品の多様化などで増額ができることを期待します。

最後に、行政に一言申し上げます。

今回の議案第35号の委員会提出は、資料不足、説明不足、その点で非常に審査に難しさを感じております。今後、指定管理する施設の運営とふるさと納税寄附金に関しましては、高千穂まちづくり公社への意味合いを深く知り、行政サイドや町長・副町長がその点を再認識され、町民の期待する心から支え合う、そして、都会から高千穂を愛する人たちの心を大切に思う、その点をもう少し感じてほしい点が行政にも求められます。

以上、総務委員会に対して付託されました議案第35号に対して、議員の皆様の御理解と御協力を申し上げ、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。工藤博志議員、登壇を許します。

○議員（11番 工藤 博志議員） 私は、議案第35号に対する反対討論を行います。

1つ、がまだせ市場、道の駅ともに出荷者への説明責任が果たされない状況であり、まだ、がまだせ市場については最終精算も滞っております。

2、販売手数料については、25%の説明を出荷者へ周知徹底しているということですが、6月14日の町長答弁では、検討の余地はあると流動的であり、オープン前や議会提案前に決定しておくべき事項であると考えます。

3、まちづくり公社が直営することになるが、公社の組織図の提出はなく、6月14日再審査に、副町長の指示で作成、提出されました。

4、まちづくり公社は、本町独自の出資会社であり、取締役3名は、発言権はあっても債務負担行為はございません。町長がよく言われる、民間活力の導入と言われますけれども、その活用はなされていない状況であります。

また、取締役3名は承諾はされたものの、所属団体への報告や確認は執行部として取れていないようであります。

5、まちづくり公社へ、ふるさと納税や返礼品の新商品開発、情報発信などを業務委託予定ありますが、契約の仕様書が作成されていません。委員会に提出もかないませんでした。昨日の全協では説明があったということでございますが、中身を精査しますと、新商品開発、情報発信業務等々については、記載はございません。契約当初から5年契約であります。ときわ園の指定管理者委託の場合は、町職員の派遣の下、経過措置を実施し、条件が整った後、5年契約とな

った経緯もありますので、ゆっくりと時間をかけて慎重に進めるべきと考えます。

7、まちづくり公社は、ＣＯＯ（最高経営責任者）は選任されたものの、名前と履歴のみ公表、再審査の１４日に指示があつてからであり、まちづくり公社への思いや本町に対する熱意・意気込み等々が不透明であります。こちら昨日の全協でリモートがあつたというふうに聞いております。

8、まちづくり公社は、６月１日に会社申請した報告を受けたところであります。６月１４日再審査で、その申請が承認されたか、受理されたのか、その有無を確認したわけですが、分かる職員はおりません。

9、道の駅レストランについては、管理業務上、まちづくり公社の配下になることの説明は、委員からの質問まではありませんでした。レストラン運営については、現運営者との協議の上、令和４年度は現状維持だそうであります。先ほどの委員長報告では、再委託もあり得るという答弁でもありましたが、レストランは再委託もよい、ほかの業務は駄目ということでも疑問もありますし、そういうことであるならば、ほかの施設も改修やスタッフの入替えて、令和４年度は運営可能であると考えます。

10、委員会審査で要求のあつた資料の提出もままならない状況で議会に提案し、承認の可否を問われても、それ以前に解決すべき課題を解決することが先決であると考えます。

以上のことから、見切り発車することはとても危険と考えます。全ての条件が整い、議会、議員一人一人が納得できる説明責任を果たしてから、提出すべき事案だと考えます。

昨日の全員協議会には出席ができませんでしたが、私が言うべき言葉ではないかもしれませんが、あえて申し上げます。議会と執行、議案審議・審査については、議場・委員会において傍聴及び参考人の招致は可能となっております。全員協議会の場に一般の人が出席され、しかも発言までされたと聞いております。どなたが出席を求められたのか知る由もありませんが、いかがなものかと考えます。

以上、反対の立場から討論をさせていただきました。議員各位におかれましては、賢明な判断と賛同をよろしくお願いいたします。議案第３５号に対する反対討論といたします。高千穂町、町議会議員、工藤博志。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、賛成者の発言を許します。発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） なければ、これで討論を終わります。

これより採決を行います。議案第３５号に対する委員長の報告は否決すべきものと決した旨の報告でありました。

したがって、議案第３５号は原案について採決します。議案第３５号について、原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。もう一度願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が原案に対して採決します。

議案第35号について、議長は可決と採決します。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第37号から日程第6、議案第38号までの町長提出補正予算2件の提案理由の説明を求めます。

最初に町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、新型コロナウイルス対応などに伴います補正予算の追加議案2件の提案理由を説明いたします。

初めに、議案第37号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第3号）についてであります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,994万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億3,053万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の第5次通常分3事業及びコロナ禍における原油高騰、物価高騰対策分4事業並びに町政施行100周年記念事業、8月10日開催予定の宿の日花火プロジェクト等に関する予算が主なものであります。また、商工費県補助金の増に伴い、財源組み替えを行っております。

次に、議案第38号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の第5次通常分による補正でございします。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） これから、関係課長の説明を求めます。

初めに議案第37号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第37号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算議案集5ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,994万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を90億3,053万7,000円とするものであります。

それでは6ページをお開きください。

まず歳入ですが、国庫支出金4,495万7,000円の増は新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金、県支出金 1,118 万 5,000 円の増は宮崎応援消費活性化事業補助金です。繰入金 379 万 9,000 円の増は財政調整基金繰入金です。

次に、歳出について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

最初に、総務費 2,763 万 4,000 円の増は総務管理費で、役場庁舎空調機能向上事業 2,332 万円の増及びサルタフェスタ予算を 100 周年記念事業及び宿の日花火プロジェクト事業等に組み替えることによります 120 万円の減、選挙費で投票用紙児童交付機等の購入によります 551 万 4,000 円の増によるものです。

民生費は 1,224 万円の増ですが、生活困窮者支援事業 231 万 4,000 円及び子育て世帯生活支援特別給付金事業 992 万 6,000 円の増によるものです。

衛生費 755 万 2,000 円の増は、国民健康保険病院事業会計へのコロナ対策のための繰出金の増によるものです。

農林水産業費 488 万 7,000 円の増は、直売所出荷者に対する燃油高騰対策事業費によるものです。

商工費 67 万 1,000 円の増は、商工会プレミアム商品券管理委託料の増によるものです。

なお、本事業は 1 号補正において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てておりましたが、県商工費補助金の宮崎応援消費活性化事業補助金が交付されることになりましたので、財源組み替えを行います。

教育費 695 万 7,000 円の増は、学校給食援助負担金となっております。

議案集の 9 ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を、29 ページに別紙といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の説明資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第 38 号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 高千穂町国民健康保険病院所管の予算につきまして御説明いたします。

議案第 38 号高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明いたします。

議案集の 21 ページをお開きください。

今回の補正は、第 2 条で予算第 3 条に定めた収益的収支のうち、収入の第 2 項医業外収益の額を 498 万 8,000 円増額し、補正後の病院事業収益を 20 億 8,772 万 2,000 円に、また支出の第 1 項医業費用の額を 230 万円増額、第 2 項医業外費用の額を 243 万 1,000 円

増額し、補正後の病院事業費用を２億３千万円とするものです。

次に、第３条で予算第４条に定めた資本的収支のうち、収入の第３項繰入金の額を２億５千万円増額し、補正後の資本的収入を１億４千万円に、また支出の第１項建設改良費の額を２億８千万円増額し、補正後の資本的支出を２億７千万円とするものです。

補正の主なものにつきましては、議案集２２ページの予算実施設計補正で御説明いたします。

収益的収入のうち、病院事業収益の医業外収益の国県補助金の４億９千万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

収益的支出につきましては、病院事業費用の医業費用の材料費の８千万円の増額は、発熱外来、接触者外来での診療材料費の増、経費の１億４千万円の増額は発熱外、接触者外来の検査場等の環境整備の委託料や、設備、材料の補充による消耗品費、消耗備品費の増、医業外費用の工事請負費の２億４千万円の増額は、発熱外来、接触者外来の検査場の駐車場整備によるものです。

続きまして、議案集２３ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入におきまして、資本的収入の補助金の国県補助金２億５千万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

支出におきまして、資本的支出の建設改良費の有形固定資産購入費２億８千万円の増額は、電子カルテ端末と透析室用機械備品購入費の増によるものです。

２５ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、議案第３７号、３８号熟読のため、３時１０分まで休憩いたします。

午後２時５７分休憩

.....

午後３時０９分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、議案第３７号から日程第６、議案第３８号までの補正予算２件を一括議題として質疑を行います。

また、質疑をされる方は議会申合せ事項を遵守していただき、さらに議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） ５番、板倉です。議案第３７号について、まず農林振興課長にお尋ねしたいと思います。

議案集の29ページの直売所出荷者に対する燃油高騰対策事業ということで488万円がありますが、先ほどちょっと個人的に休憩中に聞きに行ったんですが、事業の詳細の説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） この事業の目的、効果であります、道の駅高千穂及びがまだぜ市場鬼八の蔵の直売所に出店する農家は、小規模で零細な農家が多く、今回のコロナ禍により原油それから物価高騰等の影響を受けやすくなっております。

そこで、令和4年4月から5月分の売上げに対しまして、燃油高騰分、物価高騰分に当たる20%分を所属する団体に対して補助して出荷者への交付を行うものです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 道の駅と鬼八の蔵、それぞれ出荷者の方おられますが、今回の事業はそれぞれ何名を想定していますでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 道の駅高千穂のほうが108件、がまだぜ市場鬼八の蔵直売所利用組合のほうが130件となっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） また、この事業で、4月、5月の売上げに対してということですが、補助の上限などはあるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 上限ではなく、売上げの20%相当ということになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 次に、町長にお尋ねしたいと思います。

前回、総括の際に、6月いっぱい、町の都合で道の駅と鬼八の蔵を閉店しているということで、出荷者の方としては非常に影響を受けていると、その影響に対して何か町として考えがあるのかという質疑をさせていただいたときに、町長の答弁として、表現としてどういう表現がいいかということだったんですが、協力金のようなものができればという答弁だったと思います。

今回の燃油高騰対策事業が、その先日総括で町長答弁あった協力金のようなものという認識でよいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

今回の燃油高騰対策につきましては、協力金という部分とあと燃油高騰の影響を受けてる部分ということで、併せて、私としましては協力支援金というような形で、御質問にあった部分を含めての今回の予算計上ということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） ということで、前回、私が質疑した際の協力支援金に当たると、実質としては当たるということですが。

その予算額として今回４８８万なんですけど、過去の売上げ、それぞれ道の駅、鬼八の蔵の６月の間の過去の売上げを見ますと、令和２年の数字にはなりますが、２つの物産館合わせて７００万ぐらいの売上げがあるようです。過去、令和２年度については７００万ほどの売上げ、そして今回は４８８万の予算による補助ということで、過去の令和２年度から比較したときに、今回の燃油高騰の事業がちょっと差があるのかなというふうに感じるころもあるのですが、その辺り、町長のお考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

１００％それを補償するということはなかなか難しいかなというふうに考えておまして、ほかの事業者においても売上げが落ちているというようなこともございますので、今回はこちらの都合で休業しているということがございますけれども、全てを補償するというのはなかなか難しいかなということで、役場内で協議をしたところ２か月分の売上げに対する２０％というところで、私どもとしては協力していただいたというところ、そして少しでも燃油高騰対策の部分の意味も込めて、協力支援金ということで、このぐらいが妥当ではないかということで決断をしたところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） もちろんないよりはるほうがいいので、多くの出荷者の方は喜ぶとは思いますが、やはり、完全に６月いっぱい閉めている影響に比べるとちょっと差があるかなとを感じる方もやはりいるのかなと思いますので、そこはぜひ丁寧な説明をしていただきたいと思います。

また、先ほども採決の際に非常に分かれたという経緯もありますので、改めて出荷者のほうへの丁寧な説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、その下の4番の学校給食費援助事業について、教育次長にお尋ねしたいと思います。

予算として695万円がありますが、この695万円がどこに入るのか、例えば学校に入るのか、あるいはそれぞれの家庭に入るのかをお教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） これにつきましては、給食費の2か月分を免除という形で、給食の会計につきましては学校のほうで管理をしてもらってますけれども、2か月分を保護者の方から徴収せずに、その分をこの予算の中から学校の給食会計のほうに負担金としてお出しするということにしたいと考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） この予算が学校の給食会計に入るという答弁でありました。

給食に対する補助が、たしか2年前に、一番最初にコロナの交付金を使った事業というものがありまして、そのときも給食の支援ということでコロナの交付金を活用した事業がありました。

そのときに、当初、同じように学校給食の会計に入れますという説明でありましたが、私がそのときお伝えしたのが、それだと就学援助の対象になっている方、その世帯には全く支援がないということになるので、ぜひ各家庭に支援をしてはどうかということをお伝えしました。その2年前の際は、結果として、私のお伝えしたことが受け入れていただきまして、各家庭に入れたという報告を受けております。

今回も趣旨としては同じものだと考えますので、学校の会計に入れるのではなく、就学援助の世帯も含めて各家庭に入れてはどうかと思いますが、教育次長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 以前はそういうことであつたというふうには聞いております。

今回につきましては、そのときに各世帯から口座の申出といいますか、いろんな保護者の方にも御負担をおかけし、振込についても手数料等もかかったということもありますし、一つは、給食費については皆さん負担していただいているわけでありまして、援助費等の対象の世帯につきましては、その分は給食費については加算をされているという形であります。

ですので、今回につきましては、もう純粋に給食費の補助というようなことで2か月分の免除ということで考えているところであります。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 確かに、各家庭にとったときの事務のコストというものもあるのかなと思いますが、やはり私が懸念するのが、就学援助の世帯の方、つまり普段からそういう支援といいますか、給食費の支援を受けている状態というのはもちろん分かってるんですが、こ

ういう物価の高騰という意味合いで給食費の支援ということであるなら、私は、やはり各世帯への支援をしたほうが、全世帯、就学援助の世帯も含めた支援になると思います。

もし、事務の経費のコストがということであれば、普通に給食費を払っている家庭については特に学校会計に入れるということでもいいのかなと思うんですが、例えば就学援助の家庭だけは家庭に入れるということをすればいいのかなと思うのですが、そうしたことができないかどうか、教育次長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 給食費につきましては、その援助の方も全て学校のほうには給食費として納めておられるわけですので、今回の負担金という形は学校のほうに生徒分納めることで、負担、徴収されている給食費が全て学校のほうに入るという形になります。

その上で、福祉の考え方と本当に正解かどうか分かりませんが、例えば10ある家計のうち1を給食費に皆さん使われているとしたときに、援助をもらっている世帯においては11の中から1を、もう加算がされているわけですので、その分を給食費に納められているというような考え方で、今回についてはある意味そちらはちょっと誤解を招くような表現で大変申し訳ないんですけれども、そちら側の平等といいますか、そういうふうに今回は検討してこういうような予算を上げさせていただいたところです。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいですか。ほかにありませんか。本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 議席番号7番、本願です。今の件についてでありますけれども。

今の件は、たしか第1波のときは学校が休校していて家庭で食事をしているために、要保護の児童に対しては、普段給食費を払わないから各世帯に同様に支援をした経緯があったと思うんですけれども、今回の支援に関しては学校で構わないかと思っておりますけれども、教育次長の答弁が少しちょっと曖昧かなと思っておりますけれども、再度確認お願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 学校のほうに納めるかどうかということですか。

○議員（7番 本願 和茂議員） 今回はこの支援でいいと思うんです。第1波のときと比較する対象にはならないと思うんです。休校であったため。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） すいません、第1波のときは、先ほど板倉議員が言われたようなことからそういう方法を取ったというふうに私のほうは聞いておりますので、そういう答弁をしたところであります。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 第1波のときは、休校したため家庭で食事を取っていたので、普段、要保護の子供は学校給食を支援頂いているにもかかわらず家庭で食事をしないといけない

から、各家庭に給食費の支援が、その要支援の子供たちも対象に各家庭に送られた経緯であったと思うんです。

今回に関しては、休校になっていないので、学校に給食費を支援する形でよいと思うので、教育次長の答弁が少しちょっと曖昧じゃないですかという僕の質問です。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） その点につきましては、申し訳ありません、大変、こちらのほうで少し私のほうは確認不足といいますか、以前の件につきましてはそういうふう聞いておりましたので、その辺りはまた確認をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 議席番号3番、佐藤です。今の議案についての質問ですが、教育次長に伺います。

2か月分の補助の根拠をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） これにつきましては、根拠という、それこそ少し曖昧になるかもしれませんが、1万円前後ぐらいを考えたときに2か月分。それと、交付金の中でほかの事業等の兼ね合いもありますので、一応2か月分ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 自分は値上げした分を年間通したらそんなくらいになるのかなと思ったんですが、各学校、今回何か食材高騰で値上げされてるようですが、値上げの金額と値上げした学校をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 今回、7校中5校が値上げしておりまして、値上げをしてない1校につきましても年度途中で値上げする予定をしております。

値上げの幅につきましては、200円から400円値上げをしたところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ちなみに、値上げしてないところの学校は、決まってないところはどこでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 年度途中で予定してるのは岩戸小学校、値上げを予定をし

てないのは高千穂中学校です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 実際、給食費というのをやっぱり払ってらっしゃる方は値上げに関して敏感になってらっしゃるので、2か月分でも補助していただくというのはとても感謝されているという話を伺っています。

給食費の口座の、給食費引く分、現金支給かさつきから話題になってるんですけども。私としては、要保護なり給食費が減額になられているところは、もともと給食値上げに関しての影響というのが直接はないので、学校教育に関して、なので、私は学校給食会計に回して給食費を引くのでいいと考えています。

もし、そこ辺でやっぱり経済的な関係でその分口座に支給したほうがいいという御意見が多いのであれば、それは福祉のほう、民生のほうで補助するべきことであって、教育費の中で補助する分は学校給食費だけでいいと思いますけれども、次長のお考えが再度何かあれば、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 私たちもそういうふうに考えておりまして、今回も福祉保険課のほうから口座振替の給付金の上乗せとかそういうものもありますので、その分については福祉のほうで対策もある程度はされるということです。今回は給食費に限って教育委員会の立場から負担をさせていただくということにしたところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） すいません、その続きで関連してですが、福祉の子育て世帯生活支援金のほうの2万5,000円プラスしてのやつの詳細をお願いします。福祉保険課長。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 佐藤さつき議員の質問にお答えします。

詳細についてですが、国が昨年に引き続きまして低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円、対象となりますのが児童扶養手当をもらってる独り親世帯、あと住民税非課税の子育て世帯の児童に対して5万円給付金を出すんですけども、それに対して、町としまして2万5,000円を上乗せしたんですが。この金額の根拠というのは、ほかの事業とかの兼ね合いによって決定しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（３番 佐藤さつき議員） ちょっと自分が理解できなかったのかあれですけど、何世帯ぐらい対象でしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 今回の予算では、昨年の実績によりますと、独り親世帯が１０７世帯で１６８名、子育て世帯が６７世帯の１５８名です。
以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（３番 佐藤さつき議員） すみません。ひとり親世帯と子育て世帯の違いは、どんな感じでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） ひひとり親世帯は、純粹にシングルで育ててらっしゃる家庭になります。

で、あと住民税非課税の子育て世帯は、二人いらっしゃっても住民税が非課税の世帯になります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（３番 佐藤さつき議員） はい、分かりました。

その辺からまた、その給食費の関係の家庭がもし重なるようなところがあれば、また補助が行くのかなって、自分は考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 議案３７号につきまして、総務課長のほうにお伺いしたいと思います。

選挙費執行に備品購入費が組んでおられますが、この中で、投票用紙自動交付機を１４台、それから投票の計数機導入を２台というようなことでありますが、中に、開票時間の短縮を図るためと、感染症対策のためというようなことで書いてありますが、これを導入することによって、まずはどれくらいの人件費の削減になる予定でしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

人件費につきましては、その、かかった時間によって対応されますけれども、計数機を設けることによりまして、人数的にも、時間的に３０分、１時間程度は早く集計ができることもあると思いますので、金額的には、３０分、１時間程度の時間の人件費になるかなというふうに考

えます。金額については、ちょっと計算がすぐできませんけれども、30分、1時間は早く終わると思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 自動交付機につきましては14台ということですが、これについては14か所に1個ずつでしょうか、1か所に2台とかされるわけでしょうか。

そういった場合に、自動交付機にまた1人職員をつけるようなことになって、逆に人件費がかさむような気もするわけですが、そこら辺りの返答をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 交付金につきましては、現在16台保有しております。

今回、14台購入することによりまして、例えばですけれども、投票用紙が2枚交付する場合には28台必要になりますので、全ての投票所で交付機が使えるということには、まだならない状況であります。

交付機を使用することによりまして、1人の職員が紙を丁寧に、2枚渡さないようにするために、何度も何度も触れてお渡ししておりますけれども、人数については、交付機を置いても、人の手で渡しても、人間の数としては一緒だというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 昨年、町議会選挙の改選後に、議員のほうからも提案があったと思いますけれども、投票所の削減と掲示板ですね、掲示板の削減等々の提案があったかと思いますが、これだけ道路事情も整備されてきますと、そういった部分でもやっぱり集約して、人件費の削減、こういった機械の導入による人件費の削減等々も、先日、一般質問もさせていただきましてけれども、行財政改革の一環で、ぜひ検討をしていただきたいと思います。総務課長のお考えを。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 投票所の数につきましては、これまで削減してきて、現在が14か所という状況になっております。

おっしゃるとおり、交通の便もよくなりましたし、期日前投票の機会もありますので、地域の住民の方の御意向、公民館長等と協議しまして、可能であれば、そういう形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議員（11番 工藤 博志議員） 以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。中島早苗議員。

○議員（８番 中島 早苗議員） 病院の事務長にお伺いいたします。

第５次の通常分ということで、コロナ対策の交付金、臨時交付金のことなんですけれど、COVID患者受入体制整備事業Ⅱとあるんですけど、これってどういった事業か、ちょっと内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 中島早苗議員の質問にお答えします。

COVID患者受入体制支援事業とありますけども、COVIDというのが新型コロナウイルス感染症の患者ということで、その受入体制ということで、発熱、それから実際にコロナにかかれた方に対しての入院での対応とか、人工透析の対応とか、あと、濃厚接触者になられた方とかによっては、発熱外来、先ほど答弁させていただきましたけども、発熱外来、それから接触者外来というところで、そういうのを対応するための設備とか、あと消耗機材の購入ということでの体制事業になります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（８番 中島 早苗議員） 実は、私、ちょっとコロナにかかっているんじゃないかということで、町立病院にちょっと検査を受けに行ったことがあるんですけど、そのときに、その、検査室がですね、霊安室にちょっと待っててくださいということで、ちょっとそこで待ってたんですけども、そういった部分での、その、お部屋を何とかするとか、そういうことも含まれてるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 中島早苗議員の質問についてですけども、場所は、通常、今、駐車場整備とありましたけども、病院の裏手になります駐車場のところに、今回、駐車場整備となっておりますけども、雨のときも含めて、車で来られて、そこで問診とか検査をするということもありますし、あと廊下、すみません、裏手の廊下になるところなんですけども、あちらのほうで検査をするということになってますので、そちらのほうの整備で対応しようということで、すみません、霊安室ということであったということなんですけども、一応、検査の場所としましては、裏手の駐車場のところと、あと廊下、裏手の廊下のところに対応するということにしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（８番 中島 早苗議員） 別に霊安室が嫌だったとか、そういうことじゃなかったんです

けれども、やはりもしできるなら、廊下とかそういうところじゃなくて、一つのお部屋じゃないけどそういうところが用意できれば、用意していただくようなふうにしていただくとまたいいかなと思いますので、また何らかの形で検討できるようでしたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） ほかになければ、これで質疑を終わります。

次に、議案第 37 号令和 4 年度高千穂町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号令和 4 年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 発委第 4 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 7、発委第 4 号高千穂町議会基本条例の一部改正についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 発委第 4 号高千穂町議会基本条例の一部改正につきましては、

近年、議員の政治倫理について、住民の目が厳しくなる中、特に情報の取扱いに注意を払うことが必要となってきております。

議員は、公職にあることを踏まえ、発言や情報発信について慎重を期するよう、高千穂町議会基本条例を改正するものです。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、趣旨説明が終わりました。

お諮りします。発委第4号は、質疑を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、発委第4号については、質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第4号高千穂町議会基本条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会各委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されました。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和4年第2回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開会をいただきました本定例会におきましては、令和4年度の各会計補正予算、条例改正、人事案件、また本日追加上程させていただきました補正予算を含め、全13件の重要案件につき、11日間にわたりまして熱心かつ慎重に御審議をいただき、様々に課題も御指摘をいただきましたが、御承認をいただきまして、ありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げます。

総括質疑や委員会、また一般質問で賜りました御意見、御提言をしっかりと受け止め、今後も常に課題意識を持ち、解決を図り、またさらに町として取り組もうとする事業について、御理解をいただきますよう、必要な説明を行いながら、町民の皆様の安全・安心な暮らし、また福祉の増進、地域活性化を図るために、スムーズな事業執行に努めてまいる所存でございます。

本議会では、特に地域商社、高千穂まちづくり公社の委託業務に関して、様々に説明の至らない部分があり、御審議に対し御迷惑をおかけした部分があったことを、私も十分に反省をし、おわびを申し上げたいと存じます。

先ほど討論、意見ございましたけれども、執行部に対する御指摘、また御要望につきましては、しっかりと受け止めて、今後の教訓とさせていただき、今後の様々な審議案件については、一層気を引き締めまして、議員の皆様方に対しての説明責任を果たせるよう、努めてまいりたいと思います。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症は、新規感染者数が落ち着きはじめております。まだまだ予断を許しませんけれども、今後とも必要な注意喚起を継続しつつ、飲食店の利用促進や観光の活性化も含め、経済活動の回復を期待したいと存じます。

結びになりますけれども、議員各位におかれましては、今後とも何かと御多忙であらうと存じますが、梅雨の時期を迎えておりまして、くれぐれも健康管理には御留意の上、引き続き、よりよき町政運営のため、御助言、御提言を賜り、また御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月7日から本日までの11日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議賜り、また議事運営に対しまして御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和4年度の各会計の補正予算議案及び条例改正など提案され、全ての議案が可決をされました。

今定例会において、上程議案の説明内容に不備があったことは付託審査、議会審議に多大な不信任感を招いたものと考えます。町民、国民の血税を使い、今回の事業を執行するに当たっては、1番に消費者、2番目に出荷者、3番目に雇用者、4番目に執行者であること、また、組織における会議とは、共に意見を出し合うもので、決して報告をもって会議が成立するものではないことも認識していただかなければなりません。

執行部におかれましては、本会議、委員会では出されました提言や要望を、今後の行政運営に反映していただくよう望むものであります。

結びに、この夏も厳しい暑さが予想されます。皆様、御自愛いただきますようお願い申し上げ、6月定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和4年第2回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後3時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員